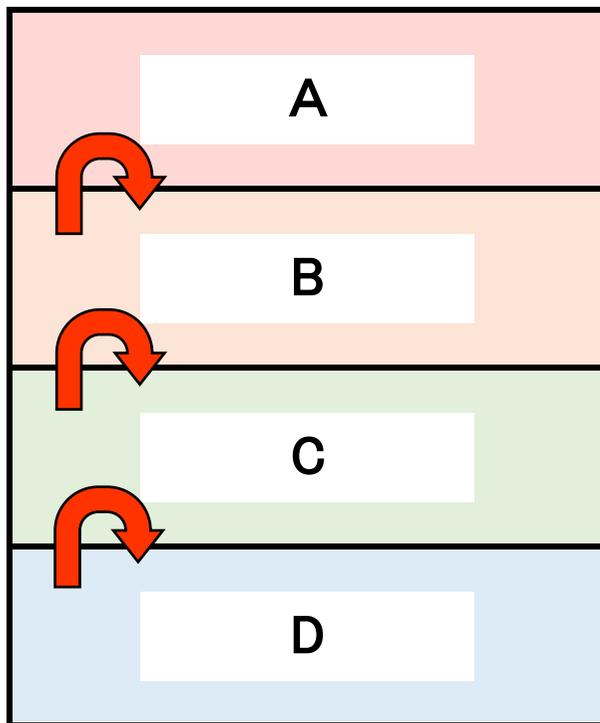


残留措置の適用について

地域の社会資本整備・管理の担い手確保等の観点から、上位等級に昇級する企業については、従前(令和6・7年度)の等級に留まることを認める。

対象業種: 土木一式工事



※下位等級へ降級する場合には残留措置は適用されません。

※国土交通省管轄工事とは異なり、適用される業種は「土木一式工事」のみとなります。